

産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物収集運搬業
(積替え・保管を含まない)の
許可申請の手引き

奈良県 廃棄物対策課

令和8年4月1日 改正

〈目次〉

- 0 共通事項 (P.2～P.3)
 - 1 収集運搬業の申請の種類 (P.3～P.4)
 - (1) 新規許可申請
 - (2) 更新許可申請
 - (3) 変更許可申請
 - 2 申請書類 (P.4～P.5)
 - (1) 申請書や届出書を同時に2つ以上提出する場合
 - (2) 先行許可証を使用する場合
 - (3) 原本照合
 - 3 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (P.5～6)
 - (1) 収集・運搬課程の許可申請講習会の修了証について
 - (2) 修了証の有効期限について
 - (3) 講習会受講に関する問い合わせ先及び申込先
 - 4 申請手数料 (P.6)
 - 5 申請の受付 (P.7)
 - (1) 新規許可申請及び変更許可申請
 - (2) 更新許可申請
 - (3) 受付時間
 - 6 審査 (P.7)
 - 7 廃止届・変更届 (P.7～P.8)
 - 8 申請書類等の提出先及び問い合わせ先 (P.8)
 - (1) 申請者の住所が奈良県外又は奈良市の方
 - (2) 申請者の住所が奈良市以外の奈良県内の方
- 〈許可申請Q&A〉 (P. 9～11)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)＝法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)＝令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)＝規

0 共通事項

(1) 概要

他人から委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を行う者は、業務を行おうとする区域(産業廃棄物の積み場所、卸し場所)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

従って、奈良県内で(特別管理)産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、奈良県知事へ許可申請を行い、許可を受けなければなりません。

なお、奈良市内のみで収集運搬業を行う場合は、奈良市長へ申請を行い、許可を受ける必要があります。

また、他の都道府県において業務を行おうとする場合は、当該知事等の許可が必要となります。

(2) 収集運搬業(積替え・保管含む)の申請について

収集運搬業(積替え・保管含む)の許可申請を新たに行う場合及び既に収集運搬業(積替え保管を含まない)の許可を有する者が、新たに積替え・保管を行う場合は、申請に先立ち「事前協議」が必要となりますので、下記担当係までご相談ください。

<担当係>

環境森林部 廃棄物対策課 産業廃棄物第一係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-7022

(3) PCB廃棄物を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請について

品目にPCB廃棄物を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請については、別途添付書類が必要ですので、『PCB廃棄物収集運搬業許可申請の手引き』をご確認ください。

(4) マイナンバーが記載された書類の提示・提出について

確定申告書や住民票等の書類は、マイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で判読不能にしたうえで提示・提出してください。

(5) 押印の廃止及び窓口での本人確認について

行政書士法施行規則第9条により、行政書士が作成した書類に職印の押印が必要な場合を除き、原則として全ての申請書類に押印は不要です(誓約書を含む)。

<窓口での本人確認について>

押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第98号。以下「改正省令」という。)の施行(令和3年1月1日)に

よる押印廃止に伴い、申請・届出(以下「申請等」)のために窓口にお越しの際は、下記により持参者の本人確認を行いますので、本人確認書類等を持参いただきますようお願いいたします。なお、本人確認書類は、申請等の時点で有効なものをご提示ください。

【注意】 本人確認ができない場合は申請等を受け付けません。

なお、持参者のうち下表の⑤に該当する場合は、窓口での申請・届出書類の補正はできません。書類に不備等があった場合は、補正内容をお伝えしますので、申請・届出者本人(以下「申請者等」)が補正を行い、再度提出してください。

持参者	本人確認書類 ※ 1(原本提示)	委任状(添付)
① 申請者等 (法人の代表者)	○ ※1	—
② 申請者等(個人事業主)	○ ※1	—
③ 申請者等の従業員(法人 の代表者以外の役員を 含む)	○ ※2	—
④ 行政書士	○ ※3	○
⑤ 上記以外の方	○ ※1	—

※1 運転免許証やマイナンバーカード(提示は表面のみ)、健康保険証等

※2 社員証、名刺等(申請者等との関係性が分かる書類)

※3 行政書士の場合は「行政書士証票」、行政書士の補助者の場合は「行政書士補助者証」

1 収集運搬業の許可申請の種類

申請には、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業それぞれに新規許可申請、更新許可申請、変更許可申請の三つの種類があります。

許可は、業の区分(産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業)ごとに、事業の範囲(積替え・保管の有無や取り扱う(特別管理)産業廃棄物の品目)を限定した許可となります。

業の区分が異なる許可を取得しようとする場合、新たに許可申請が必要となり、事業範囲を変更する場合にも、変更許可を受ける必要があります。

(1) 新規許可申請(法第14条第1項・法第14条の4第1項)

- ・新たに奈良県内で収集運搬業を行おうとする場合に必要な申請
- ・許可の有効期限が経過してしまった場合や一旦業を廃止した場合など、過去に奈良県

内で収集運搬業を行う許可を有していたが、既に許可の効力が失われているため、今回改めて奈良県内で収集運搬業を行おうとする場合に必要な申請

(2) 更新許可申請(法第14条第2項、第14条の4第2項)

- ・許可の有効期間は5年(優良認定を受けた場合は、7年)です。有効期限後も引き続き奈良県内で収集運搬業を行おうとする場合に必要な申請(有効期間内に申請する必要があります。)

(3) 変更許可申請(法第14条の2第1項・法第14条の5第1項)

- ・現在行っている事業の範囲(積替え・保管の有無や取り扱う(特別管理)産業廃棄物の品目)を変更しようとする場合に必要な申請

例) 積替え保管除く → 積替え保管含むへの変更、取り扱う(特別管理)産業廃棄物の品目の追加

- ・事業の一部の廃止(取り扱う(特別管理)産業廃棄物の品目の減少)の場合は、変更届を提出ください。
- ・なお、(2)の更新許可申請と同時に行う場合でも、変更許可申請が必要となります。兼ねることはできません。手数料は更新許可分、変更許可分の両方が必要です。

2 申請書類

申請に必要な書類は、別紙「申請に必要な書類一覧」に記載のとおりです。

書類作成に際しては、備考に記載されている事柄や各様式内の添書き等にも十分留意してください(エクセル、ワード、PDFデータいずれの形式での作成でも問題ありません)。

(注)「備考一覧」の中で、発行日等から「3ヶ月以内」としているものについては申請受付日に3ヶ月を経過しているものは使用できないということですので注意してください。

提出部数は、正本1部、副本(申請者控え)1部です。副本は、すべてコピーで構いません。なお、次の場合、書類の一部省略等ができます。

(1) 申請書や届出書を同時に2つ以上提出する場合

この場合において、内容がまったく同じ書類については、「同時申請(届出)に関する申立書」[別紙9]を添付することにより、いずれか1つの申請書にすべてをまとめ、それ以外の申請書では重複する書類を省略することができます。

(2) 先行許可証を使用する場合(※ 申請時に申し出てください。)

申請者が、先行許可証を用いずに取得した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業、処分業又は産業廃棄物処理施設の設置の許可証(変更許可含む)で、当該

許可の日から起算して5年を経過しない許可証の原本を提示しその写しを提出する場合、「住民票」と「登記されていないことの証明書」又は「医師の診断書」、株主や出資者が法人である場合の「法人登記簿謄本(商業登記事項証明書)」の原本の提出を省略することができます。ただし、省略する書類の写しの提出が必要ですが、発行から3ヶ月を経過したものでも受け付けます。

なお、申請者自身の「法人登記簿謄本(商業登記事項証明書)」(申請書が法人の場合)、及び納税証明書は省略できません。

また、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主に変更があった場合は原本(発行から3ヶ月以内)の提出が必要です。

※ ただし、原本照合は可能です。詳細は(3)をご覧ください。

(3) 原本照合(※ 申請時に申し出てください)

「法人登記簿謄本(商業登記事項証明書)」、「住民票(※本籍地の記載のあるもの)。外国人の方の場合は国籍等が記載されたもの)」、「登記されていないことの証明書」又は「医師の診断書」、「納税証明書」、以上4点については、原本(発行日から3か月以内)をご持参頂き、原本と照合できる場合には、コピーを添付いただくことにより、原本を返却します。

(注) 先行許可証と原本照合の違いについては、P.9~の〈許可申請Q&A〉をご確認ください。

3 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

(1) 収集・運搬課程の許可申請講習会の修了証について

許可を受けるにあたって、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する収集・運搬課程の許可申請講習会を、次に掲げる者が修了している必要があります。

(規第9条の2第2項第4号・規第10条の12第2項)

① 申請者が法人の場合

役員又は令第6条の10に規定する使用人

② 申請者が個人の場合

申請者又は令第6条の10に規定する使用人

(注)「令第6条の10に規定する使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者です。(令第4条の7)

- ・ 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ・ 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの

(2) 修了証の有効期限について

① 新規許可申請をする場合

許可申請の日から起算して5年以内に受講した新規許可講習会の修了証の写しを添付してください。

なお、他の行政で既に産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している場合には、許可申請の日から起算して2年以内に受講した更新許可講習会の修了証の写しでも構いません。

② 更新許可申請をする場合

許可申請の日から起算して5年以内に受講した新規許可講習会の修了証の写し又は2年以内に受講した更新許可講習会の修了証の写しを添付してください。

(3) 講習会受講に関する問い合わせ先及び申込先

一般社団法人 奈良県産業廃棄物協会

〒634-0063 奈良県橿原市久米町652-2

橿原市商工経済会館2階

TEL 0744-48-0077

その他、各都道府県の産業廃棄物協会

4 申請手数料

申請には、許可申請手数料が必要です。(奈良県手数料条例第2条)

(許可申請手数料)(奈良県手数料条例第2条 別表第一の251以下)

業の種類	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
特別管理産業廃棄物 収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円

(納入方法)

申請手数料は、奈良県収入証紙で納入してください。奈良県収入証紙は、奈良県庁1Fで販売しています。その他、奈良県収入証紙指定売りさばき場所(南都銀行他、下記ホームページ参照)でも購入できます。

奈良県収入証紙指定売りさばき人一覧(南都銀行以外)

<https://www.pref.nara.jp/16391.htm>

なお申請後、申請者の都合により申請を取り下げた場合や不許可になった場合は、申請手数料を返還できません。

5 申請の受付

(1) 新規許可申請及び変更許可申請

受付時期の指定はありません。

(2) 更新許可申請

現在の許可証の有効期限の3ヶ月前から受付します。

(注)有効期限を過ぎると更新許可申請はできません。

新規許可申請をしていただくことになります。

(3) 受付時間

月～金曜日(祝・休日を除く)の午前9時～11時、午後1時～4時

(受付時の審査には、30～60分程度の時間を要します。)

(郵送での審査(事前審査含む)は受け付けておりません。)

6 審査

審査には「2ヶ月程度」の日数を要します。

受付時の書類審査は、形式審査ですので、受付以降の実質的審査で申請内容が許可基準に合致していると判断した時は、許可証を交付します。

7 廃止届・変更届(法第14条の2第3項、規第10条の10・法第14条の5第3項、規第10条の23)

届出を要する変更事項(事業の全部・一部廃止、下記②～⑭の変更)に該当することになった場合は、その廃止、変更の日から10日(法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日)以内に、別紙「変更届に必要な書類一覧」に記載した書類を、直接又は郵送で提出してください。なお、事業の全部を廃止の場合は許可証を返納してください。

提出部数は、正本1部、副本(申請者控え)1部です。副本は、すべてコピーで構いません。

(*積替え・保管を含む場合は、正本1部、副本2部です。)

なお、郵送で提出される場合は、副本を返送するための封筒(切手貼付)を同封してください。

※ 「届出を要する変更事項」

- ① 事業の一部廃止(品目の減少)
- ② 住所

- ③ 氏名又は名称
 - ④ 法定代理人(法定代理人が個人の場合)
 - ⑤ 法定代理人(法定代理人が法人の場合)
 - ⑥ 令第6条の10に規定する使用人
 - ⑦ 法人の役員
 - ⑧ 発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資者(株主・出資者が個人である場合)
 - ⑨ 発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資者(株主・出資者が法人である場合)
 - ⑩ 住所を除く事務所、事業場
 - ⑪ 車両保管場所
 - ⑫ 収集運搬車両
 - ⑬ 組織変更(株式会社⇄持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)への会社形態の変更)
 - ⑭ 奈良市長の積替保管許可を新たに取得もしくは廃止した場合
- (注1)上記①、②、③、⑦(ただし代表者の変更の場合に限る)、⑬、⑭の場合は、届出の受付・審査後に、許可証の書換えを行います。
- (注2)届出書を同時に2つ以上提出する場合、書類の一部省略等ができます。(2の(1)参照)

8 申請書類等の提出先及び問い合わせ先

(1) 申請者の住所が「奈良県外又は奈良市の方」

環境森林部 廃棄物対策課 産業廃棄物第二係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-8748 (8747) ※申請をする際は、事前に予約が必要です。

(2) 申請者の住所が「奈良市以外の奈良県内の方」

保健環境研究センター 審査係
〒633-0062 桜井市粟殿1000
TEL 0744-47-3805 ※申請をする際は、事前に予約が必要です。

※各種申請書に関しては、下記の廃棄物対策課のホームページからダウンロードできます。

県庁トップページ→県の組織→環境森林部廃棄物対策課→[ページ左側メニュー]8. 様式ダウンロード→産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含まない)許可申請書
(<https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12648>)

〈許可申請Q&A〉

問い合わせの多い質問をまとめましたので参考にしてください。

【許可申請】

Q 更新許可申請後、許可証が交付されるまでに許可期限が過ぎてしまった。許可の効力は？

A 更新期限内に申請いただき、適正に受け付け、審査中である場合は、許可期限を過ぎても有効です（第14条第3項）
ただし、審査の結果、不許可になる場合もあります（この場合、申請手数料を返還できません）。

Q 更新許可申請に際して、許可品目を増やしたい。手数料は更新許可の分だけで良いか？

A 同時に変更許可申請することは可能ですが、手数料は更新許可分、変更許可分の両方が必要です。許可品目を減らすだけであれば、変更届の提出で手数料は不要です。

Q 講習会を受講するのを忘れていた。許可期限が間近だが、どうすればよいか？

A ① 速やかに、各都道府県の産業廃棄物協会に受講の申し込みをしてください。
② 申し込み後、受講決定通知が届きますのでそれをコピーし、申請書に添付してひとまずご申請ください。
③ 後日、修了証が交付されてから写しを送付ください。

※この場合、必要書類が全て揃った段階で処理を進めますので、許可証の交付が遅くなる場合があります。

Q 講習会は奈良県で受講しないとイケないのか？

A 日本全国どこで受講していただいても結構です。

Q 個人で許可を持っており、法人に変更したい。どうすればよいか？

A 個人から法人に変える場合は、変更ではなく新規許可になります。法人から個人に変える場合も同様です。

Q 講習会修了証の取扱いについて示して欲しい。

A 以下はあくまで奈良県での取扱いですが、一例を示します。

【前提】新規講習会修了証は5年有効。更新講習会修了証は2年有効。

- ① 新規許可申請において、既に他行政で許可を持っておられる場合は、有効期限内の更新講習会修了証でも可。
- ② 新規許可申請において、過去に奈良県の許可を持っておられた場合は、有効期限内の更新講習会修了証でも可。
- ③ 既に奈良県の許可を持っている個人事業主が代表となる法人で新規申請される場合、有効期限内の更新講習会修了証(ただし、代表者が取得したものに限り)でも可。
- ④ 現在及び過去において収集運搬の許可を取得したことがなく、奈良県で初めて申請される場合は、有効期限内の新規講習会修了証しか認めません。

※その他様々なパターンがありますが、原則として過去に一度でも収集運搬の許可を持っておられた場合は、更新講習会修了証でも可とします。

Q 他府県等の様式で申請しても問題ないか？

A 差し替えを求める場合がありますので、奈良県の様式で申請ください。

様式は奈良県廃棄物対策課のホームページを確認ください。(P.8参照)

Q 先行許可証と原本照合の違いが分からない。

A ○＝省略可 △＝一部省略可 ×＝省略不可

※ 省略可の場合でも、原本の写しは添付してください。

	法人登記簿謄本	住民票	登記されていないことの証明書	納税証明書
先行許可証	△※1、※2	○※2	○※2	×
原本照合	○	○	○	○

※ 1 申請者自身の法人登記簿謄本は省略不可。法人株主がいた場合、その法人の登記簿謄本は省略可。

※ 2 記載事項に変更がなければ、発行日から3ヶ月以上経過した書類(ただし5年以内)の使用が可能です。

原本照合と比較して、先行許可証を利用するメリットは発行日から3ヶ月以上経過した書類でも使用可能という点です。